

**計量行政審議会答申をふまえた  
計量制度の見直しについて  
〈平成29年度政省令改正の概要〉  
(平成29年9月版)**

**平成29年9月**

**経済産業省**

**産業技術環境局**

**計量行政室**

# <目次>

## 1. 計量制度見直しの検討スケジュール

### ／計量行政審議会答申

(今後の計量行政の在り方－次なる10年に向けて－)

## 2. 改正の概要

- 2-1 指定検定機関の指定に器差検定を中心に行う区分を追加
- 2-2 自動はかりに対して新たに検定を実施
- 2-3 型式承認における試験成績書の受入れ
- 2-4 特殊容器の使用可能商品の追加
- 2-5 平成5年令制定時における非自動はかり等の定期検査の免除期間特例措置の廃止
- 2-6 検定証印等の年号表記及び表示方法統一

## **2. 改正の概要**

**(2-2 自動はかりに対して新たに検定を実施)**

## 2-2 従来より検定を行っている質量計において自動はかりも新たに検定を実施

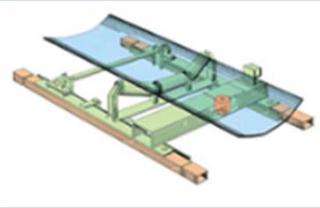
### ①特定計量器への追加【施行令第2条関係】

適正な計量の実施を確保するため、「自動はかり」を特定計量器へ追加

### ②使用の制限の特例【施行令第5条関係】

国際法定計量機関（OIML）において検定の技術基準が整備・確立し、かつ国内に流通量が多い**ホッパースケール、充填用自動はかり、コンベヤスケール及び自動捕捉式はかり**の4器種を検定の対象とする。

※検定の対象となるのは取引又は証明に用いられているものに限る。

名称	ホッパースケール	充填用自動はかり	コンベヤスケール	自動捕捉式はかり
主な計量対象	穀物類、配合飼料等	食品、粉体、飼料、薬品等 (小容量)	鉱物類、穀物類、飼料等	加工食品、飲料、薬品等
特徴	各種原料等をホッパーに流入している状態で質量を計量し、一定量（設定値）に達すると、ホッパーから下流へ排出	各種原材料及び製品を、一定の質量に分割して袋、缶、箱などの容器に充填（ランダムな質量を取捨選択して目的の質量にするタイプもある）	ベルトコンベヤで連続輸送される原料及び製品の受渡しの際に計量	箱、袋、缶などの形態で計量を行う。欠品等の判別や異物混入を選別する機能も備えている
具体例				

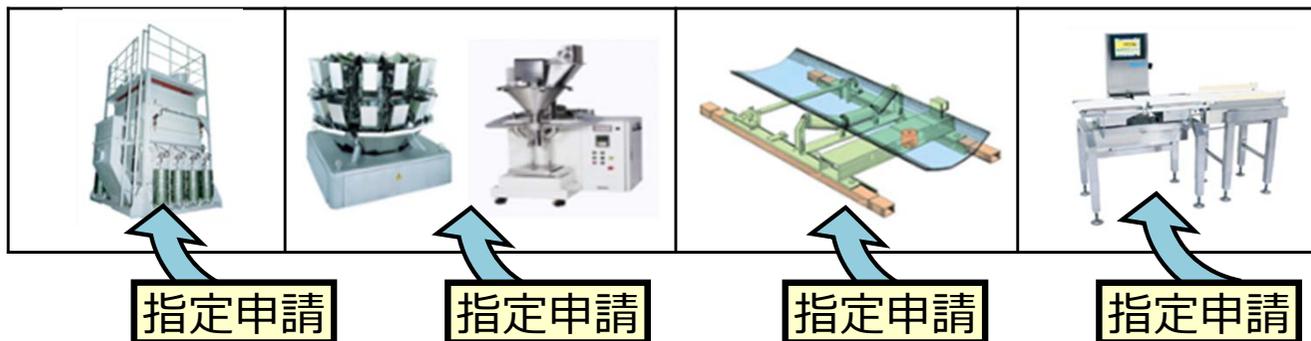
## 2-2 従来より検定を行っている質量計において自動はかりも新たに検定を実施

### ③指定検定機関の指定の区分の追加

【施行令第26条関係】

指定検定機関の区分は

- ・ホッパースケール
  - ・充填用自動はかり
  - ・コンベヤスケール
  - ・自動捕捉式はかり
- の4器種それぞれの項目を設ける。



### ④検定証印等の有効期間の設定【施行令別表第3関係】

自動はかりの検定の**有効期間を2年**と設定。

ただし、**適正計量管理事業所が使用する自動はかりの有効期間は6年**とする。

〔※修理後等は有効期間によらず従来通り検定が必要〕

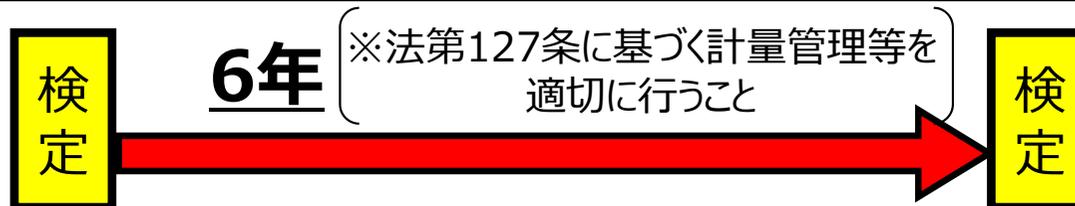
一般的な事業所



適正計量管理事業所



※特定計量器を使用する事業所であって、  
適正な計量管理を行うものとして指定された事業所



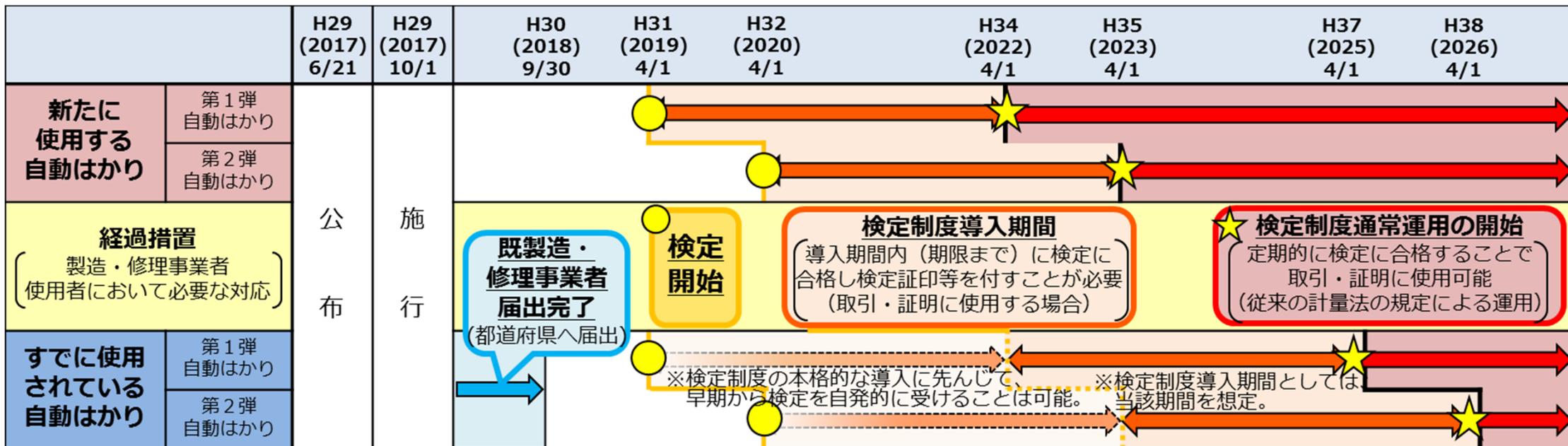
### ⑤検定の申請書の提出先に関する措置【施行令別表第4関係】

検定実施主体は**産業技術総合研究所、指定検定機関**を規定。

(型式承認を行う産総研、器差検定を中心に行う指定検定機関)

## 2-2 従来より検定を行っている質量計において自動はかりも新たに検定を実施

⑥経過措置：製造・修理事業者、使用者への影響を考慮し、段階的な猶予期間を措置



**既製造・修理事業者届出完了**

すでに自動はかりの製造(修理)を行っている事業者は、**平成30年9月30日までに届出書を都道府県に提出**

**検定制度導入期間**

検定開始(第1弾：平成31年4月1日、第2弾：平成32年4月1日)後、各自動はかりごとに定められた検定制度導入期間内に検定の合格が必要

※(再掲)検定有効期間：2年(適正計量管理事業所で使用のものは6年)

新たに使用する自動はかり：

**平成34年4月1日まで(第1弾)、平成35年4月1日まで(第2弾)**

すでに使用されている自動はかり：

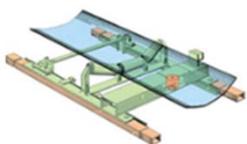
**平成37年4月1日まで(第1弾)、平成38年4月1日まで(第2弾)**

(※上記期間を経過後は、通常の特定制量器の扱い)

**検定制度通常運用の開始**

## 2-2 従来より検定を行っている質量計において自動はかりも新たに検定を実施

施行日：平成29年10月1日（予定）

	ホッパースケール 	充填用自動はかり 	コンベヤスケール 	自動捕捉式はかり 	その他の自動はかり
製造及び修理事業の届出区分に追加	○	○	○	○	○
検定実施(政令規定)	○	○	○	○	—
経過措置 (確認済証) ⇒ 	既に使用されている自動はかりについて、以下の期日までに検定を施し、確認済証を付す				
		平成38年(2026年) 3月31日まで		平成37年(2025年) 3月31日まで	—
適正計量管理事業所(適管)での届出	○	○	○	○	○
経過措置	既に適管の指定を受けている事業所で自動はかりを使用している場合、検定開始日(※)から右に示す期日までに、特定計量器の追加にともなう変更届を提出				
		平成38年(2026年) 3月31日まで		平成37年(2025年) 3月31日まで	平成38年(2026年) 3月31日まで

※その他の自動はかりについては、平成31年4月1日から

## 2-2 従来より検定を行っている質量計において自動はかりも新たに検定を実施 自動はかりの技術基準

### 技術基準（検定方法等）はJISで規定する

#### 【スケジュール】（予定）

- ・ 自動捕捉式はかり：平成30年中にJIS改正公示
- ・ その他の3器種：平成31年中にJIS改正公示

→ 自動はかり共通の要件については、自動捕捉式はかりJISの中で慎重に検討し、当該検討状況を、他の3器種のJISに反映する方向。

#### 【現段階での検討の方向性】

- ◎ (必ずしも直接基準器でではなく)実際に計量するもの等を使用した検定の許容
- ◎ 既使用はかりについて、新たに使用するはかりに比して緩やかな要件での検定とする
  - ・ 構造検定の一部省略
  - ・ 「個々に定める性能の技術上の基準」(個々定)による検定の構造許容
  - ・ 実目量(=検定目量)と表示目量との相違の許容

…など

## 2-2 従来より検定を行っている質量計において自動はかりも新たに検定を実施 その他のよくある質問と回答

### Q1. 全ての自動はかりが検定の対象となるのか。

A1. 自動はかりの使用者において、検定の対象となる4つの自動はかり（ホッパースケール・充填用自動はかり・自動捕捉式はかり・コンベヤスケール）に該当し、かつ当該自動はかりを取引又は証明に使用する場合は、検定の対象となります。

### Q2. なぜ自動はかりは定期検査ではなく検定を受検することが必要なのか

A2. 定期的に行うものを検定とするか定期検査とするかについては、自動はかりの検定・検査が全国的に継続的かつ遅滞なく行われる体制を担保する制度とするために、実施者の機関として一定の要件を設けることとすることにより、その実施者を指定検定機関（又は産業技術総合研究所）とし、定期的に検定を行うこととしています。

### Q3. 所有している自動はかりが、検定の規制対象となる自動はかり4器種に該当するかは どう判別するのか。

A3. 原則、国際規格であるOIMLを基礎とした各種JISの定義に基づくこととなる。今後、製造事業者及び使用者等の実態も踏まえ、必要に応じて個別に判断をすることも予定。

## 2-2 従来より検定を行っている質量計において自動はかりも新たに検定を実施 その他のよくある質問と回答

**Q4. 指定検定機関の検定手数料はどうなるのか。高額となり負担増となるのでは。**

A4. 指定検定機関の検定手数料は、民間団体である指定検定機関が市場競争の中で個別に決定することとなる（認可制）。なお、産総研における検定手数料は、今後手数料令で規定する(平成30年度を予定)こととしているため、これが一定の参考になりうる。

**Q5. 自動はかりは、大型設備でラインに備え付けのものがほとんどであるため、器差不良による不合格の場合、その場で器差調整して再検査を受けて合格しないとライン全体が停止してしまう。**

A5. 既に使用されている自動はかりの構造検定の一部省略や従来のメンテナンスと連携した実施も含め、検定の受検に際して今後行う具体的な仕組みの整備とあわせて、検定での使用者への新たな負担を可能な限り軽減する取組を整備していく予定。

## 2-2 従来より検定を行っている質量計において自動はかりも新たに検定を実施 その他のよくある質問と回答

**Q6.適正計量管理事業所の指定を廃止した場合の自動はかりの有効期間の取扱いについて、検定から2年を経過していた場合には、適管の廃止届の提出と同時に自動はかりの検定の有効期間が超過しているとの扱いとなるのか。**

A6. 適正計量管理事業所の廃止と同時に自動はかりの有効期間は2年となり、前回検定から2年を経過した場合には有効期間超過となる。当該自動はかりについては、取引又は証明に使用した場合、法第16条の違反。

**Q7.適正計量管理事業所において、自動はかりを管理対象とした場合の自主検査（施行規則第75条第2項第2号）の開始時期はいつからが適切か。**

A7.自動はかりを所有する適正計量管理事業所においては、施行規則で定める日（自動捕捉式はかりの場合は平成37年3月31日。自動捕捉式はかり以外の自動はかりの場合は平成38年3月31日。）までに、自動はかりの特定計量器の追加に伴う適正計量管理事業所の変更届を提出する必要がある。その変更届を提出した日以降、自主検査が必要となる。

## ※ (参考) 取引・証明について

※主として自動はかりの使用者の方向けに、「取引」／「証明」の考え方に  
関する理解を深めていただくために、一般的な考え方を示したものです。

## 参考 1. 「取引」/「証明」とは

検定対象 4 器種に該当する自動はかりを  
**取引**又は**証明**に使用する場合は検定を受検する必要があります。

### 計量法第2条第2項

**取引**：有償であると無償であるを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為

**証明**：公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明すること

(参考) 計量法関係法令の解釈運用等について (平成29年3月)

1 「取引」「証明」等の定義の解釈について

(1) 「取引」とは

有償、無償を問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為。

(2) 「証明」とは

公的機関自らが行い、若しくは公的機関に対して、公に又は業務上 (反復継続的に) 他人 (証明を行う者以外の者) に対して計量されるものが一定の物象の状態の量を有するという事実 (特定の数値までを含むことを要するものではなく、ある一定の水準に達したか、達していないかという事実も含まれる。) について真実であるということを表明すること。参考値を示すなど、単なる事実の表明は含まれない。

## 参考 2. 取引又は証明のための計量に該当／非該当事例（一般例）

	該当する場合	該当しない場合
取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食肉販売に際しての質量の計量</li> <li>・ガソリン販売に際しての体積の計量</li> <li>・タクシーの料金算出に際しての距離の計量</li> <li>・農家が庭先で農産物を販売する際の質量の計量</li> <li>・服地販売に際しての長さの計量</li> <li>・倉庫に物品を保管する際の保管料算定のための長さ及び体積の計量</li> <li>・宅配便等小包料金算定の際の質量及び長さの計量</li> <li>・委託加工賃を物品の質量によって決定する際の質量の計量</li> <li>・店舗の賃貸料を決定する際の面積の計量</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造事業者が生産工程において内部的に行う各種の計量（材料の調合、長さのチェック等）</li> <li>・家庭内での計量（日曜大工で棚を作る際に板の長さを計量、お菓子づくりの際の小麦粉の質量の計量等）</li> <li>・友人間等での単発の物品のやりとりの際に行う計量（業務上とは認めがたいもの）</li> <li>・たまたま隣人に米を分ける際に行う計量</li> </ul>
証明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治体が一般に公表するために行う濃度等の計量</li> <li>・国税庁が行う酒税賦課のためのアルコール濃度の計量</li> <li>・土地の登記に際して行う面積の計量</li> <li>・工場等が行政機関に報告するために行う排水量の計量</li> <li>・病院や学校において行われる体重測定の結果が、健康診断票に示され通知、報告等される場合の体重の計量</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・客に体重を計ってもらうために店頭で設置されたはかりを使用する際の体重の計量（単なる自己の健康管理用）</li> <li>・研究所等が内部的に行う各種の計量</li> </ul>

## 参考3. 自動はかりの取引又は証明の該当しない事例

### 該当しない場合

#### ・商品の製造工程管理に係る計量その他内部的な行為であって、業務上その結果が他人に表明されない計量

例えば、原材料の配合量を商品等に表示しない場合であって、取引先との契約の要件にも該当しない場合における、商品等の製造工程上の計量。

#### ・社内におけるデータ蓄積を目的として行われる計量

例えば、社内の生産管理等に使用するために、質量結果をデータとして蓄積し、個々のデータを対外的に公表しない場合の計量。

#### ・商品等の取引に用いる際に行われる計量の前段階に目安として行う計量

例えば、工場内で包装商品を製造する過程で、包装商品の最終的な計量を行う前段階で、おおよその目安としての計量を行っている場合。



**上記のような場合に使われる自動はかりは  
検定の対象ではありません。**

## 参考4. 取引・証明に関するQ & A

Q1：自動はかりで計量の後、非自動はかりでサンプル検査をしている場合、当該自動はかりによる計量は取引又は証明のための計量に該当するのか？

A1：

非自動はかりでの確認がサンプル検査であり、個々の商品等の一部しか確認しない場合、自動はかりでの計量は、取引又は証明のための計量に該当する。

Q2：商品等の売手と買手の双方がともに計量を行っている場合、取引又は証明のための計量に該当するのは、売手と買手のどちらによる計量が該当するのか？

A2：

個々の取引形態や契約によるが、一般的には、売手と買手のうち計量結果における最終的な責任を負っている方が、取引又は証明のための計量を行った者となる。

Q3：親会社と子会社間の取引や同一法人内の支店同士の取引に使用するための計量は、取引又は証明のための計量に該当するのか？

A3：

親会社と子会社間の取引は、一般的には、内部管理にあたりと考えられないため、取引又は証明に該当する。

同一法人内の取引については、一般的には、内部管理にあたりと考えられるため、取引又は証明に該当しない。